

令和6年 6月27日

請負事業者の皆様

京都市上下水道局  
監理課監理検査担当課長

### 建設現場一斉閉所の取組拡大について

建設業は、良質な社会資本整備を通じて市民生活に貢献するという重要な役割を担っている一方、他産業と比較して労働時間が長く、休日が少ない事が課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの推進、また、将来の担い手を確保するためにも、休日が確保でき、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要です。

建設業における働き方改革を推進するため、令和5年4月から近畿地方整備局管内の公共工事<sup>※1</sup>については、毎月第2土曜日を一斉閉所<sup>※2</sup>とする取組が推進されてきましたが、令和6年4月から導入された「時間外労働の上限規制」の建設業への適用に伴い、公共工事における週休2日の更なる推進に向け、令和6年6月より「建設現場一斉閉所」の取組が拡大されることになりました。

つきましては、京都市上下水道局発注工事の請負事業者の皆様も、毎月第2・第4土曜日の現場閉所に御協力いただきますようお願いいたします。

※1：災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除く。

また、取組は原則とし、工程調整や天候等の理由による代替日は除く。

※2：閉所できない場合でもペナルティはありません。

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き方改革推進のため

# 建設現場一斉閉所

※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和6年6月より

毎月第2・第4土曜日  
近畿地方整備局管内の  
公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やし、より働きやすい環境をつくるため、取り組みます。

